

1 1 4 . 0 2

包括委任状の援用の制限

包括委任状の援用の制限は、包括委任状の提出に際して、包括委任状に代理権が及ばない事件に係る手続を具体的に記載する方法により行うことができる。

例えば包括委任状に「出願をする代理人又は出願と同時に提出する代理人選任届により選任した代理人以外の者は、この包括委任状を援用することができません。」と記載したときは、この記載の条件に該当する手続については、包括委任状を援用することができない（特例施規様式第6備考8）。

（改訂令和8・4）